

令和4年度第1回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 令和4年11月10日（木）

ところ 小金井市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

令和4年度第1回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和4年11月10日(木)
場 所 小金井市役所本庁舎第1会議室

出席者 〈委 員〉

江 頭 みのぶ	加 藤 由喜枝	高 橋 智
瀬 口 秀 孝	穂 坂 英 明	黒 米 哲 也
田 中 智 巳	小 堀 哲 朗	遠 藤 百合子
岸 田 正 義	た ゆ 久 貴	安 田 けいこ
宮 下 拓 実	吉 田 幹 哉	

〈保険者〉

市民部長	西 田 剛
保険年金課長	伏 見 佳 之
国民健康保険係長	井 上 義 秀
国民健康保険係主査	千 葉 祐 生
国民健康保険係主任	清 水 康 之
国民健康保険係主事	平 島 瞬

議 題 日程第1 令和3年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について(報告)
日程第2 令和4年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について(報告)
日程第3 令和3年度保健事業の取り組みについて(報告)
日程第4 その他

令和4年度第1回小金井市国民健康保険運営協議会

令和4年11月10日

◎遠藤議長 それでは、定刻となりましたので、令和4年度第1回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきたいと思っております。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本来ですと、小金井市長職務代理者から御挨拶いただくところですが、公務のため欠席と聞いておりますので、代わりに市民部長から御挨拶をいただきます。西田部長よろしくお祈いします。

◎西田市民部長 皆様、こんにちは。市民部長の西田です。本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃から、本市の国民健康保険事業に多大なる御尽力をいただくとともに、市政全般にわたり、御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本来でございましたら、小金井市長職務代理者である副市長から御挨拶すべきところ、会長からございましたが、公務都合により出席できないため、誠に申し訳ありませんが、代わって私から御挨拶申し上げます。これから先は着座にて失礼します。

さて、本市の国保における財政状況ですが、歳入歳出差引額の収支は令和2年度に引き続き黒字となりましたが、依然、一般会計からの法定外繰入金は続いており、厳しい状況には変わりございません。税金につきましても、被保険者数の減少が想定よりも少なかったことに加え、収入率の向上及び減免の実施もあってか、それほどでもございませんでしたが、保健事業については受診率が低下している事業が見受けられました。療養給付費につきましても、コロナの影響があった令和2年度と比較すると107%で、被保険者数が1.5%減少したことを考えると、1人当たりでは増えていることとなります。医療費の適正化を図るため、保健事業において新型コロナウイルス感染症防止対策を図り、安心して受診できる環境を確保し、力を入れてまいりたいと思っております。

さて、本日は国保特別会計の昨年度決算、今年度予算、保健事業について御報告させていただきます。現在は新型コロナウイルス新規感染者数が増加傾向にあり、第8波とも言われているところです。本日は報告事項が多いですが、感染症拡大防止の観点から、できるだけ事務局においても短時間で簡潔かつ明瞭な説明としたいと考えております。

本年度も皆様方の御理解と御協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお祈い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎遠藤議長 ありがとうございます。

それでは、事務局職員の紹介をお願いいたします。

◎伏見保険年金課長 本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

事務局の職員を紹介させていただきます。

市民部長の西田でございます。

◎西田市民部長 よろしくお願ひします。

◎伏見保険年金課長 国民健康保険係長の井上でございます。

◎井上国民健康保険係長 井上です。よろしくお願ひします。

◎伏見保険年金課長 同じく主査の千葉でございます。

◎千葉保険年金課主査 千葉と申します。よろしくお願ひします。

◎伏見保険年金課長 主任の清水でございます。

◎清水保険年金課主任 清水と申します。よろしくお願ひいたします。

◎伏見保険年金課長 私が本年4月より保険年金課長を務めております伏見と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎遠藤議長 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をお願いします。また、今回も全員対面で行う会議ではなく、オンラインも併用して行う会議となっております。対面の会議とはやり方が異なるところでもあると思いますので、その点についても併せて説明をお願いします。

◎井上国民健康保険係長 それでは、本会議の成立の可否について御報告いたします。現在、定数17名中、12名の御出席をいただいております、かつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上の御出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨御報告いたします。

なお、西野委員及び安田委員からは、本日欠席する旨の御連絡をいただいております。江頭委員に関しては若干遅れる旨ご連絡をいただいております。

また、対面・オンライン併用の会議につきまして御説明いたします。オンラインの方はカメラはオンにしておいてください。雑音を避けるため、音声はミュートにさせていただいて、発言するときにマイクをオンにするようお願いいたします。また、委員の方以外の方が映り込まないように御注意ください。発言する際は挙手ボタンで押していただいて、指名されましたらマイクをオンにして御発言ください。また、チャットも御利用できますので、右下の吹き出しボタンからメッセージを送っていただければ対応できます。

続いて、その他注意事項でございます。録音や録画は行わないようお願いいたします。

会場にいらっしゃる方につきましては特に変わりございません。発言する際は挙手し、指名されましたら御発言ください。

ここまで御不明点ございますでしょうか。

◎遠藤議長 大丈夫なようです。ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料の確認をいたします。事務局からお願いいたします。

◎伏見保険年金課長 それでは、事前に郵送させていただきました資料につきまして、令和3年度小金井市国民健康保険特別会計決算概要及び令和4年度小金井市国民健康保険特別会計予算概要でございます。こちらにつきましては、参考資料を3種類おつけしております、令和3年度歳入歳出決算書その他附属資料抜粋、令和3年度主要な施策の成果に関する説明書抜粋及び令和3年度事務報告書抜粋及び保健事業関係でございます。また、本日、机上には、本日の日程を改めて置かせていただいております。

以上でございますが、資料不足、乱丁等ある委員についてはいらっしゃれば対応させていただきます。

◎遠藤議長 ごさいませんか。大丈夫でしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、小金井市国民健康保険運営協議会規則の第9条第2項の規定により、会議録署名委員2名を指名したいと思っております。

岸田委員とたゆ委員をお願いします。このお二人を会議録署名委員として指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「令和3年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について(報告)」及び日程第2「令和4年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について(報告)」につきまして、予算決算ということで関連がございますので、一括で議題としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤議長 御異議がないようですので、日程第1及び日程第2は一括として議題といたします。

事務局の報告を求めます。

◎伏見保険年金課長 それでは、日程第1「令和3年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について」及び日程第2「令和4年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について」の御報告をさせていただきます。

初めに、決算、日程第1の令和3年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要についてにつきまして、御説明させていただきます。本決算につきましては、平成30年度から開始された都道府県単位化と言われる国保制度改革の制度の下での4回目の決算となります。事前に配付させていただいている予算決算関係の資料の1ページ目を御覧いただきたいと思っております。本日は本資料で説明させていただきながら、詳細については後段の参考資料を後ほど御確認いただければ幸いです。

初めに、本市の状況でございますが、本資料に記載はございませんが、先ほど部長のほうからもお話しありましたとおり、令和3年度の年間平均被保険者数は2万2,344人となっております、前年度と比較すると326人の減となりました。ちなみに、令和元年度は前年度比較686人の減、令和2年度が469人の減となっております、減少傾向は続いております。

続きまして、決算総額でございます。令和3年度小金井市国民健康保険特別会計決算の表の最下段を御覧いただきたいと思っております。歳入の決算額は左から2番目の数字で、107億1,225万7,000円で、予算に対し9,452万円の減。右側の歳出の決算額は105億2,886万5,000円で、予算に対し2億7,791万2,000円の減となり、歳入歳出差引額は1億8,339万2,000円でございます。制度改革前から税率改定や歳入確保に努めてきたこともあり、実質収支は、令和2年度に引き続き黒字となりました。しかしながら、歳入の真ん中あたりにある款6繰入金、項1、目4のその他一般会計繰入金が決算額で4億2,500万円を含めてのものであり、これを差し引くと2億4,160万8,000円の赤字となるようになります。

それでは、個別に見ていきますが、歳入の款1、国民健康保険税につきましては、予算額2億7,055万円に対し、決算額24億1,871万円と、1億4,816万円の増となっております。現年賦課分、滞納繰越分の合計の収入額は93.6%となり、前年度決算時と比べ、1.4ポイントの増となったところです。

続きまして、2つ飛ばしまして、款4、都支出金でございます。予算額71億2,880万9,000円に対し、決算額71億1,094万1,000円と、1,786万8,000円の減となっております。主な原因は、国民健康保険事業都費補助金が増となったものの、普通交付金が減となっていることによるものでございます。

1つ飛びまして、款6、繰入金でございます。予算額12億764万9,000円に対し、決算額9億9,819万円と、2億945万6,000円の減となっております。主なものは、先ほどお話ししたその他一般会計繰入金が1億3,000万円の減となっております。また、基金繰入金は未執行でした。

次に、款7、繰越金は、令和2年度決算の実質収支の黒字分1億2,094万円を繰り越したものでございます。

以下、省略させていただき、歳入の説明につきましては以上でございます。

続きまして、右側、歳出でございます。款2、保険給付費でございます。予算額68億9,638万1,000円に対し、決算額67億2,400万1,000円、不用額1億7,238万円、執行率97.5%、前年度決算額に対し8.9%の増となっております。被保険者数の減少傾向は続いておりますが、給付費は全体でも1人当たりの給付費は微増しております。

款3、国民健康保険事業費納付金です。端数の関係で不用額が生じていますが、金額は前年度に示されているため、執行率はおおむね100%となります。

次に、款4、保健事業費です。予算額1億4,767万5,000円に対し、決算額1億2,845万2,000円、不用額1,922万3,000円、執行率87%、前年度決算額に対し、8.9%の増となっております。令和2年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全体的に利用者数が減少しましたが、令和3年度においては増加しております。令和3年度は引き続き健幸チャレンジ事業、医療費通知事業、重複受診者等適正受診指導事業を実施

しております。保健事業の実績等については、後ほど日程第3のほうにて説明させていただきます。

次に、款5、基金積立金です。先ほど御説明いたしました歳入の款7、繰越金で前年度から繰り越した金額から、国や都の支出金の返還金等を考慮し、補正予算に計上し、基金元金への積立てを行ったところでございます。

款6以降は省略させていただきます。

最後に、この表に記載はございませんが、令和3年度におきましては被保険者に対する新型コロナウイルス感染症の影響を軽減するため、令和2年度に引き続き、傷病手当金の給付と国民健康保険税の減免を実施しております。傷病手当金につきましては7件、32万3,919円給付いたしました。また、国税の減免につきましては395件、5,162万7,000円の減免を決定しております。

以上、雑駁ではございますが、令和3年度国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

引き続きまして、日程第2の令和4年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について御説明させていただきます。

先ほどの決算の裏面にあります令和4年度小金井市国民健康保険特別会計当初予算を御覧いただきたいと思っております。

本表の最下段、歳入合計、歳出合計ともに、令和4年度国民健康保険特別会計の当初予算の予算総額は104億2,697万7,000円。前年度に比し、3億2,175万9,000円、3.2%の増となっております。

まず、歳入の主な項目について説明いたします。

款1、国民健康保険税です。前年度当初予算に対し、1億1,254万7,000円、4.8%の増となっております。令和4年度の本市の保険税率等に関しては、昨年度、本運営協議会にて諮問答申した内容のとおり、大きく3点の変更を行ったところでございます。1点目は保険税率の改定、医療分の所得割を0.29%引上げとする内容を見込んでおります。それから2点目、課税限度額についての改定です。税制改正大綱に示されている改正後の上限額とし、医療分を63万円から65万円へ、支援分を19万円から20万円へ引上げとする内容を見込んでおります。3点目は、子供に係る国民健康保険税の均等割の減額措置の導入。以上3点でございます。

収入率におきましては、保険税全体で収入率91.60%、対前年度対比0.12ポイントの減と見込んでおります。

次に、2つ飛びまして、款4、都支出金です。1億2,469万3,000円、1.9%の増となっております。都補助金として国民健康保険事業都費補助金、保険給付費等交付金として、普通交付金、保険者努力支援分等の特別交付金が交付されることとなります。

1つ飛びまして、款6繰入金です。他会計繰入金、一般会計繰入金は8,598万1,000

円、7.6%の増となっております。

節4のその他一般会計繰入金はいわゆる赤字補填で、令和4年度の事業費納付金が前年度と比較して急激に上昇したことから、本来であれば本市の国民健康保険財政健全化計画に沿って前年度当初予算額から5,000万円減とすべきところ、保険税率の急激な上昇を避けるため、税率の改定と併せて一般会計からの繰入を増加させております。

また、未就学児に係る均等割保険税について2分の1とする措置を実施しております。

項2、基金繰入金です。基金の取崩しについては、今御説明した納付金の急激な上昇に伴う保険税率の上昇を抑えるため、6,463万4,000円を計上しております。

歳入については以上です。

続きまして、右側、歳出を御覧いただきたいと思っております。

款1、総務費です。今年度は隔年行われる被保険者証の更新にかかる費用がないことなどから、1,011万4,000円、5.3%の減となっております。

次に、款2、保険給付費です。前年度当初予算に対して1億2,311万7,000円、1.9%の増となっております。被保険者数は減少しているものの、1人当たり医療費は増加傾向にあることから、全体で保険給付費の増加を見込んでおります。

次に、款3、国民健康保険事業費納付金です。制度改革により東京都が当該年度の保険給付費等に係る費用を全て区市町村に交付するための財源として必要な額を見込み、区市町村ごとに定めた納付金となります。先ほど御説明したとおり、前年度当初予算比、大幅に上昇しており、2億1,172万3,000円、6.3%の増となっております。

次に、款4、保健事業費です。特定健診や特定保健指導、データヘルス事業などの経費が計上されております。

項1、特定健康診査等事業費では、被保険者数の減見込みに伴う対象者数の減が見込まれることから減となっております。

項2、保健事業費では、健幸チャレンジ事業の参加者増等により、増額となっているところ です。

2つ飛びまして、諸支出金です。保険税等の還付金や交付金の返還金などで、前年同額の2,591万1,000円の計上となっております。

最後に、款8、予備費です。不測の事態に備えるものとし、歳入歳出差引額の調整のため一定額を計上しております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策としまして、今年度も傷病手当金の給付、保険税の減免を継続しております。

以上、雑駁ではございますが、本年度の国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

◎遠藤議長 ありがとうございます。事務局の報告が終わったところでございます。

これから質疑に入りますが、発言される前には、挙手していただき、指名を受けた後に発言

していただくようお願いいたします。何か御質問はございますでしょうか。たゆさん。

◎たゆ委員 たゆです。質問ではなく意見だけ少し述べさせていただきたいと思ひまして、令和3年度決算と令和4年度予算は市議会でも同じ議題になって、質問も私は行ったので、かつ、今回は諮問を受けている場ではないので、ちょっと意見だけで、しかも、いつも同じことをずっと要望しているので、内容も同じなんですけれども、事あるごとに申し上げさせていただきたいと思っております。

令和3年度は国保税の値上げをしなくてよかったんですけども、令和4年度は説明があったとおり、値上げでして、計算したら、加入者1人当たり2,200円で、5,000万円程度の全体で市民負担増の内容でありました。小金井市は多摩26市で一番高い国民健康保険税なんですけど、さらなる負担増は、私は行うべきではない、なかったというふうに申し上げます。

国民健康保険制度は、加入者が減って、加入者の平均の所得も減ってきていて、一方で医療費は上がるというような構造的な問題を抱えていて、この課題の解決というか、対応を市民負担に押しつけるんじゃないで、市が頑張って、法定外繰入れをさらに増やして、値上げを行わないような取組を令和4年度もやるべきだったと思ひますし、令和5年度以降もその実現を目指してやっていっていただきたいと要望申し上げます。

特に、物価高騰の状況は昨年度とも違いますし、コロナも引き続きあって、生活が大変な方がたくさん増えているという状況があります。一般会計からの繰入れを増やして、値上げをしないだけじゃなくて、むしろ、子供の均等割軽減のさらなる負担軽減や対象の拡大、今はまだ均等割りの軽減は半分だけだったと思うので、その金額を市で独自に増やしたり、対象も未就学児だったと思うので、18歳まで引き上げることなど、国の制度に上乘せしてやっていただきたいと思ひますし、また、コロナ減免も対象を拡大してする必要があると思ひまして、前年度と比較して収入が減った人が減免できるんですね。でも、コロナは3年目、4年目に入ろうとしているわけですから、コロナで収入が減った年度と比較して、さらにそこから減ってないと減免にならないというのでは、減免の制度の効果が発揮しないような状態になっていますので、これもやって、コロナ減免のさらなる拡充と、あと傷病手当金も7件ということで、7件は大変貴重なんですけれども、困っている方はもっとたくさん潜在的にいると思ひますので、今の制度だと、フリーランスの方々が対象にならないんです。そういった傷病手当金の対象拡大なども行って、市民の健康と命を守る取組を市として努力してやっていただきたいと。令和4年度も行うべきだったし、令和5年度以降もやっていただきたいと要望します。

以上です。

◎遠藤議長 御意見ですね。

◎たゆ委員 意見です。

◎遠藤議長 他に御質問。加藤さん。

◎加藤委員 加藤です。3年の決算の中で、これは質問しがてらなんですけど、国民健康保険税が6.5%、増収になったということです。ですが、さっきの話で、毎年加入者が減っていると

いうことはやっぱり保険税が上がったというふうに考えていいんでしょうか。実感としては、何か毎年上がっているなという感じなんです。この中で、繰入金的一般会計、赤字ということで繰入れが増えたということは当然だと思うんですが、やっぱり小金井は、さっきたゆさんがおっしゃいましたが、本当に高いと実感しているんです、お友達と話しても。なので、東京に住んでいる、住むまちによっての不公平感を、私たちの年代が集まると、いろいろなまちに住んでいますので、お友達が。そういう不公平感を実際には感じています。本当に国民健康保険税が高いです。

もう一つは、事業費の中でいろいろやっていただいている、病気になってお金をかける、補填するのではなく、健康を保とうということをしていろいろやってくださっていると思うんです。それはとても大切だと私も思っているんですが、これは一方で、特定健診制度でしたっけ。国民健康保険の健診率が非常に低いなど、ほかの資料で低いなど感じているんです。なぜかなと思ったんですが、今回75歳以上が2割負担とかになりますね。あと、収入も本当にぎりぎりのところで、2割になっちゃったという方たちは結構いると思うんですけど、健康診断に行つて何かあったら、すごいお金がかかっちゃうわけですね。そういうことでは健診しなくてもいいやというか、そこで行き控えるようなことをすごく感じます。

もう一つ、事業費の中で、私はもう70過ぎていますから、健幸チャレンジ何とかというのをもらったんです。去年もらったときは何か実感がなくて、あれは業務委託ですね。その効果のほどは、私は非常に不信感というか、これを受けてもなという感じで、実際にやってないんですけど、その辺もちょっと効率が、効果がすぐには出ないかと思いますが、本当にどうなのという気で、やっていません。という実態も申し上げておきたいと思ひまして、本当に保険は、国民健康保険の特性として、一般会計から繰り入れないと保たれないもの、特に行政の方たちはコロナで本当に大変な思いされていると思ひますので、一般会計からの補填はもっと予算の中でもやっていただけたらと思ひています。これは意見です。

以上です。

◎遠藤議長 加藤さんのは、全部、いろいろ項目がありましたけれども、全て御意見としてということでしょうか。

◎加藤委員 最初の保険税については、ちょっと、そうですよねということがありますが。要するに、人数が減ったのに6.5%もアップしたということは……。

◎遠藤議長 6.5%の件ですよ。

◎加藤委員 1人当たりがアップしたんだということになりますよね。

◎遠藤議長 ということ。

◎加藤委員 という質問です、これは。確認です。

◎千葉保険年金課主査 保険年金課主査です。

◎遠藤議長 保険年金課主査。

◎千葉保険年金課主査 今、御質問いただいたところについて、冒頭の部長の挨拶ですとか、

課長の説明だと、いろいろな項目に分かれてしまっていたので、大きく4点に分けて御説明いたします。

まず、先ほどたゆ委員のほうからもありましたとおり、令和3年度につきましては税率などは上げておりませんで、上げてなくて、人数も下がっているのに6.5%、金額にすると約1億5,000万円なんですけれども、増えたというのが今回の実績です。

では、なぜ増えたかというのと、まず1点目が、この予算を編成した当時なんですけれども、今はコロナも3年目、4年目というところではありますが、令和2年秋にこの予算を編成したもたのようになっております。そのときは、コロナの影響で皆様の御収入がどのぐらい影響を受けたかというのが分からなかったもので、リーマンショックのときの国民健康保険の減収などを見込んでいたんですけれども、その金額が大体3,500万円ぐらいあったんですが、蓋を開けてみたら、あまり国民健康保険の加入者の皆さんについては影響がなかったということで、増えた要因の一つと考えられます。

それから、私もちょっと意外だったんですけれども、決算を見てもみると、悪い影響を受けたのではなくて、給付金などもあった影響もあると思うんですけれども、むしろ2%ちょっと、国民健康保険の加入の方の所得が増えていたというような状況がございました。この影響が大体4,000万円ぐらいとなります。

それから、収納率、やはりコロナの影響で皆様大変で、少なくなるという見込みだったんですが、こちらについては、実際、むしろ収納率が上がったというところがございまして、これが大体4,500万円ぐらい。

今ここまで御説明して1億2,000万円なんですけれども、最後に、被保険者の方が徐々に減っているというようにお話をしたところでございますが、これまでの減少傾向でいきますと、本来はもっと減る予定だったんですけれども、思った以上に被保険者の方が減らなくて、その分で大体3,000万円ぐらい、予想していたものよりか多くなったという状況がございます。

これらを全て合わせますと、大体6.5%、実際増えてしまったという状況がございまして、令和4年度については御負担がちょっと上がってしまったところはあるんですけれども、令和3年度につきましては税率等は上げてないで、各種、今申し上げた要因のせいで、実際は国民健康保険税が増えたという状況でございます。

以上です。

◎伏見保険年金課長 保険年金課長です。

◎遠藤議長 保険年金課長。

◎伏見保険年金課長 後段の部分で健幸チャレンジ等のお話がございましたが、そちらにつきましては日程第3のほうで改めて御説明させていただきますので、もう少々お待ちいただきたいと思います。

◎遠藤議長 小堀さん。

◎小堀委員 1点確認をお願いします。今、国保加入者の方への負担をしないために、一般会

計からの繰入金というお話がありましたが、限られた財政予算の中で、当初お話があったのは、国保加入者以外の一般の保険の加入の方、それから、共済、そういう方も市民の中でいらっしゃるわけで、その人たちとの不公平感があってはいけないというお話をたしかいただいたと思うんです。それは間違いないですよ。

◎伏見保険年金課長 保険年金課長です。

◎遠藤議長 保険年金課長。

◎伏見保険年金課長 前任のほうもたしかそのような答弁はあったというふうに考えております。市としては、そのように考えているというところで間違いはないというふうに考えております。

◎小堀委員 今申したいのは、そのようなことも踏まえて、慎重にやっぱりその辺は考えていかなきゃいけないのかなというふうに思いましたので、意見というか、ちょっと確認をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎遠藤議長 加藤さん。

◎加藤委員 私、この審議会に参加するようになったときにこういうのを頂いて、結局、国民健康保険に入る、私もリタイアして入っておりますし、要するに、所得が少なくなっている、年金生活の中で払うということで、構造そのものが、保険税の税収が少ないということでは、特別会計から繰り入れるべきだということとはちょっと書いてあったので、そういうことだろうと。要するに、これを読んだ上で、これがバイブルだと思っておりますので、これは市からいただいたやつですけど。という前提の下にちょっとお話しさせていただいておりますということだけ。

以上です。

◎遠藤議長 ほかにいかがでしょうか。吉田さん。

◎吉田委員 私は協会けんぽの2人で、被用者保険代表ということで、この会議に入らせていただいた。と申しますのも、今、いろいろ意見が出て、一般会計からの繰入れですね。これも法定内であれば当然、これを読んでいただくと法定内はオーケー、法定外がかなり膨らんでいるというのがあって、特に東京は全国で一番多い。法定外の繰入れ。私たちは、一般会計繰入れで限度内は当然、法律で定められたものですから、問題はないわけですがけれども、法定外のものについては、財源が、今小堀さんがおっしゃったように、私ども被用者保険の加入者等々が払った市民税ですね。そこから国民年金の加入者の方、たゆ議員は市民とおっしゃいましたけど、国民健康保険の加入者というふうに、市民と分けてお話しすべきじゃないかなと考えております。そういった面では、全くもって、法定外のときの繰入れも私どもは、少なくとも私は、やむなしと。こういう状況の中では市の皆さんも頑張っているし、国保の制度的に厳しい中で被用者保険として何でもかんでも法定外駄目だよということでは申し上げておりません。説明をお聞きして、市の原案に対してはやむなしということで、賛成をずっとしております。そういった意味で、その辺は御理解いただきたいなということが一つと、もう一

つ、健診に行くと病気が分かっちゃうから、行かないというね。

◎加藤委員 控えちゃう。

◎吉田委員 控えちゃうという、それは、見つかわっちゃうとお金がかかるからということもあるかもしれませんが、これは被用者保険でも同じように、要は、病気が見つかわっちゃうと嫌だなということで、なかなかかからなくて、先生方おいでになりますけど、早期発見が一番早く病気を少ない金額で、なおかつ早く改善できると。その意識改革が、日本人って昔から我慢だよ、我慢だよということがあって、それを今、国のほうも、あるいは保険者も、将来の医療費を少しでも少なくする。あるいは被用者保険で働いてきた方が卒業されて、国民健康保険、あるいは75歳以上の後期高齢者医療のということで移られた後も、元気でいけるようにということで、今、被用者保険、各保険者、国から尻をたたかれながら、また、それをやらないと罰金も科せられるという状況の下で頑張っています。そういった面では、各保険者も頑張っているところですけども、医療関係の先生方も含めて、意識改革、昔に比べるとかなり健康志向というのは、テレビでも健康のものがいろいろこういうのでと宣伝されていますけれども、徐々に徐々に変わってきておりますけれども、とにかく早く行ったほうが、お金も医療費もかからなくて、早く元気になれるんだよという、そういう意識改革をみんなで盛り上げていかなきゃいけないんだろうなと思うんですね。

そういった面では確かに見つかわちゃったら、お金がかかわっちゃうしというので、嫌だなと思うかもしれませんが、いや、そうじゃなくて、早く行って、もし万が一見つかったら、早いほうが絶対お金のほうは少なくて済むんだから、みんなで健診を受けましょうよと。そういうふうな機運を盛り上げるという。これは被用者保険でも頑張っていると思いますので、医療保険、医療機関、関係の皆さんを含めて、国民健康保険の皆様も多分忙しくて行かないよと、俺の体は俺が一番分かっているんだよとか、そういう方がいっぱいまだまだいらっしゃると思うんです。その意識改革をやっていくというのが各医療保険者の責務ということで、小金井市の国保の皆さんも頑張っていらっしゃると思います。意見ということで発言をさせていただきました。すみません、長時間。

◎遠藤議長 ありがとうございます。加藤さん。

◎加藤委員 そこは本当に同感なんです。ただ、1割負担が2割負担という今回のことで、そういう控えが起きる懸念を申し上げたということで、本当に早期発見でというのは同感です。

もう一つ、私も長年、働いて、要するに、企業の保険で健診を受け、医者にもかかりということでは、負担も、保険料は半分会社が出しますし、私は子供がいても独身並みに税金を払ってきましたので、そういう税金は、本当にみんなが保険を受けて健康で暮らすための、そこに使うことには大いに繰入金を使ってもらいたいという立場でいますので、みんな最初から国民健康保険だということではなく、その前までは、いわゆる企業保険、企業の保険、あるいは事業グループごとに保険会社があるんですよね。何というんですか、それは。すみません。保険の種類がよく分かってなくて。

◎吉田委員 被用者保険で会社にお勤めの方々ですね。

◎加藤委員 そうですね。

◎吉田委員 健康保険組合だとか、あるいは健康保険組合に属していない皆さんは、ここにおいでの方の協会けんぽさんが被用者保険の受皿からということによって……。

◎加藤委員 協会けんぽですね。

◎吉田委員 今、協会けんぽさんもラジオなんかで、健診を受けましょうということによって、PR。昔、国がやっていたときはそんなことは全然なかったんですけども、やはり民間に変わって、そういうふうによっぱり変わってきたというのはありますね。

◎加藤委員 日本は本当に皆保険ですばらしいと思っています。すみません。時間がないのに余談なことを言いました。

以上です。

◎遠藤議長 ほかにいかがでしょうか。たゆさん。

◎たゆ委員 私が先ほど大ざっぱに市民の負担は増やすべきじゃないと言って、市民の捉え方ということで、国保加入者と被用者保険の加入者、当然分けて、それぞれ違うので、考えるべきだということ、それはそのとおりであります。ただ、想像していかなくちゃいけないなと思っているのは、本人が会社勤めでも、本人のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんなどで国民健康保険の加入者はいらっしゃいますから、そういった意味では、本人の保険料は増えてなくても、本人の家族、親族の負担は増えていると。また、同時に全ての人、みんな、会社を退職したら、一時的に後期高齢者医療になるまでは国保になったりすることになりますので、そういう意味でも、市民の全ての人々の負担増、将来的な、そういった視点も持っていかなくちゃいけないと。だから、広く、また、遠い将来という観点では負担増になっていくので、そういったのは無視できないというふうに思っています。

また、被用者保険の方が納めた税金で、国保の一般会計に繰入れするのは不公平と感じる方がいらっしゃるというのは本当にそのとおりだと思います。感じる方はいらっしゃると思うんですが、お金の仕組みとか、流れではそう感じるところもあると思うんですけども、ただ一方で、別の視点としては、働き方の違いで、国保の加入者なのか、被用者保険の加入者なのかで負担している保険料は全く違うわけなんです。みんな同じ人間で、命と健康を守られる権利というのは平等にあるはずなのに、働き方の違いで保険料が違う。これこそ不公平でありまして、これを解決するのが行政であって、本来的には国と市と大きさは違いますけれども、それぞれが頑張っていたらいいというふうに私は思っていますので、決して税金の一般会計繰入れを増やすことが、市民の命と健康を守るという点で不公平になるとは思いません。

以上です。

◎遠藤議長 ほかにいかがでしょうか。ほかに質問等なければ、この議題を終了させていただきますと思うところでございますが、大丈夫でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤議長 では、次に、日程第3「令和3年度保健事業の取組について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

◎井上国民健康保険係長 それでは、保健事業の取組についての御説明をいたします。資料のほうは、最後のほうについております令和3年度の保健事業の取組についての御説明の資料がついておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

そうしましたら、1つ目、現在、第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査実施計画の実施期間中でございますが、こちらが平成30年度から令和5年度までの6か年計画となっておりまして、令和3年度につきましては4年度目に当たるところでございます。これから令和3年度の実施事業につきまして、実績値、目標達成状況等を報告させていただきますけれども、委員の皆様からの御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、資料の1ページを御覧ください。糖尿病性腎症重症化予防事業の取組についてでございます。初めに(1)ストラクチャー・プロセス評価のところでございます。当該事業の実施体制、実施方法、内容等については資料に記載のとおりでございます。まず、実施内容のほうを御覧ください。この事業の目的につきましては、前年度の特定健診等の結果を基に、慢性腎不全に移行するリスクが高い被保険者を対象に、重症化を阻止、遅延させるための保健指導を実施しまして、健康維持増進、医療費の増加抑制を図ることを目的としております。

次に、資料2ページを御覧ください。(2)アウトプット評価でございます。当該事業の結果、実績について記載しております。令和3年度については、前年度の特定健康診査等の結果から対象者を128人抽出いたしまして、その方に対して勧奨通知を送付したところ、23名の方から御応募いただいて、全員継続利用していただきました。利用率は21.9%、継続率は95.7%といったところでございます。第2期データヘルス計画の目標値は30人となっておりますので、計画達成状況は未達成ということでございますが、昨年と比較すると利用率は倍増している状況ではございます。

次に、(3)アウトカム評価でございます。当該事業を実施したことによる成果を記載してございます。令和3年度につきましては、人工透析移行者数はゼロということで達成状況は達成というところでございます。

最後に評価のところでございます。本事業については、長期間の取組により成果があったかどうか分かるものであるため、なかなか3年度で判断できないところはありますが、指導終了時にアンケートを実施したところ、生活改善について、今後の継続を意識していらっしゃる、おおむね満足、大変満足できた、まあまあ満足できたという回答をいただいているところでございます。課題としては、やはり実施対象者数が目標値を大きく下回る状況が続いているところでございます。参加者の募集の手段としまして、電話による事業勧奨を実施しているところでございますが、その際の不参加の理由として、通院しているからといったものも多く見られるところでございます。合併症予防につきましては、通院、服薬だけでなく、食事、運動、規則

正しい生活習慣が重要となりますので、事業内容について、また広く周知していきたいと考えております。

続きまして、資料の3ページ目を御覧ください。ジェネリック医薬品差額通知事業の取組についてでございます。まず(1)のストラクチャー・プロセス評価についてでございます。実施内容のほうを御覧ください。この事業の目的は、先発医薬品より安価な後発医薬品の利用を促進しまして、被保険者の負担軽減と医療費の適正化を図ることを目的としております。

次に、アウトプット評価でございます。この事業は月に1回発送しておりまして、令和3年度については6,861通送付したところでございます。

次に、資料の4ページ目を御覧ください。(3)アウトカム評価でございます。令和3年度につきましては、令和3年3月診療時点での後発医薬品普及率は72.32%といったところで、先発医薬品から後発医薬品に変更したことによる削減効果額は1億1,100万1,299円でございます。

最後に、評価のところでございます。本事業につきまして、事業を開始してから普及率は徐々に増加しており、今回目標としていた70%を達成しております。ただし、後発医薬品の普及率につきましては、国が新たに80%と目標を定めておりますので、引き続きさらなる利用促進策を検討する必要があると考えております。

次に、資料の5ページでございます。医療機関受診勧奨通知事業の取組についてでございます。まず(1)ストラクチャー・プロセス評価でございます。実施内容を御覧ください。この事業の目的は、前年度の特定健診等の結果に異常値があるにもかかわらず、医療機関を受診していない被保険者の方を対象に受診勧奨通知を送付して、適切な検査、治療を促して、重症化予防を図ることを目的としております。

次に、アウトプット評価、(2)でございます。この事業は、年1回の受診勧奨通知を送付しておりまして、令和3年度は200人に送付しているところでございます。

次に、資料6ページでございます。アウトカム評価でございます。令和3年度については、受診勧奨通知を200人の方に送付し、そのうち28人の方が医療機関を受診したことを確認いたしまして、受診率は14.4%でございます。目標値は60%ですので、目標は未達成というところでございます。

最後に評価のところでございます。29年度以降、様々な工夫をして、勧奨通知を送付しまして、受診率については、若干であります。改善してきたところですが、令和2年度より減少傾向にありまして、コロナ禍においてはほぼ横ばい状態という形でございます。今後の社会情勢等も注視しまして、実施方法、通知方法等を検討しまして、受診率の改善を目指してまいります。

次に、資料の7ページでございます。生活習慣病治療中断者受診勧奨通知事業の取組でございます。まず初めにストラクチャー・プロセス評価でございます。実施内容を御覧ください。この事業の目的は、生活習慣病発症後、定期的な診療が必要にもかかわらず、自己の判断で中

断してしまうケースがありますので、医療機関に受診していない被保険者を対象に受診勧奨通知を送付しまして、適切な検査、治療を促して、重症化予防を図ることを目的としております。

次に、アウトプット評価でございます。この事業は年1回受診勧奨通知を送付してございまして、令和3年度は41人の方に送付したところでございます。

資料の8ページでございます。アウトカム評価でございます。令和3年度については、受診勧奨通知を44人の方に送付いたしまして、その後、資格喪失などにより最終的に効果測定が可能な対象者の方は38人となっております。そのうち10人の方が医療機関を受診したことを確認いたしました。受診率は26.3%でございまして、目標値の60%には達していないため、目標未達成といった形でございます。

最後に、評価のところでございます。生活習慣病を治療せず放置すると、将来、深刻な事態を招く可能性がある旨記載した通知文を送付したところですが、なかなか行動変容につながらず、受診率が目標に届かない状況でございました。受診率の向上につながる通知内容、あと勧奨方法を工夫しまして、行動変容につながるよう検討を行ってまいります。

次に、資料の9ページでございます。特定健診・特定保健指導の取組についてでございます。まず、ストラクチャー・プロセス評価でございます。実施内容を御覧ください。この事業の目的は、生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行するため、自らの健康状態を把握しまして、生活習慣を振り返る絶好の機会として、年1回、特定健診を実施してございます。また、特定健診の結果から、生活習慣病のリスクがある方に対して、早い段階から予防するため、必要な保健指導を実施して、健康増進を図ることを目的としてございます。

次に、資料の10ページ、アウトプット評価でございます。法定報告というのがありまして、これが毎年度、11月以降に確定するので、令和3年度の数値は確定前でございますが、現時点で発表されている数値を基に記載してございます。特定健診の受診率については、コロナ禍前は毎年度53から55%を推移してございまして、令和3年度は52.4%ということで、コロナ禍前の水準に近い受診率となっております。

次に、特定保健指導でございます。特定保健指導の実施率は11%から25%で推移しており、年度ごとに変動がある状況でございます。令和3年度につきましては16%で目標を大きく下回っていることには変わりございません。

資料11ページは健診未受診者受診勧奨通知事業でございます。特定健診についてはインセンティブを付与することで受診率向上を図ったところですが、はっきりとした効果は現れていないようでございます。特定保健指導については、実施率は目標を大きく下回る状況でございますので、未利用者への個別勧奨を引き続き実施しつつ、血管年齢の測定、健康教室などを同時に開催するなど特典を設けることで利用者の増加を図っております。また、特保に関してはオンライン面談を実施したことによる効果も出てきているかなというふうに考えております。

資料の説明につきましては以上でございますが、先ほど加藤委員から特定健診の受診率ですとか、健幸チャレンジについても御質問いただいておりますので、ざっと状況を御説明いた

します。特定健診の受診率に関しては、小金井市は近隣自治体と比べて相当高く、コロナ禍前は約55%で、健康意識の高い方が非常に多いと感じております。これが健幸チャレンジにもつながってくるんですけども、健幸チャレンジ事業につきましては令和2年度から実施しており、歩数計、あるいはスマホのアプリを使用し、歩いて健康になろうといった事業でございます。現在事業の実施期間中でございますが、毎年、参加人数を拡大し、新規参加者については公募にしておりますが、どうしても抽せんにも漏れてしまう方がいらっしゃる状況です。現時点ですと400名ほど参加していらっしゃいます。

令和2年、令和3年と事業を継続してきて、令和4年度に入っているところでございますが、事業の中で、食事セミナー、運動セミナーといったものを小金井市の総合体育館のほうでやっております。運動セミナーは、先日行いましたが、正しい歩き方などを専門の講師の方から皆様にお伝えいたしまして、非常に御好評いただいている状況でございます。ほぼ毎回毎回、定員に達するような状況でございます。

また、食事セミナーにつきまして、ちょうど明日開催予定でございまして、これも小金井市の総合体育館で実施しますが、これは委託事業者さんの管理栄養士の方から、健康になるレシピのコツを、スライド等を通じて、参加者の皆様にお伝えするような事業でございます。これが終わりますと、12月からバーチャルウォーキングラリーが始まります。

今、3年たちましたけれども、年度が終わるごとに、参加者の皆様からのアンケートをいただいております。それを拝見すると、非常に多くの御意見をいただいております。本事業について好意的に受け止めていただいている参加者の方が非常に多いなというふうに考えております。

健幸チャレンジについては以上でございます。長くなってしまいましたが、保健事業に関する御報告、説明につきましては以上でございます。

◎遠藤議長 ありがとうございます。先ほど加藤さんからの投げかけにもお答えいただいたというような形ではありました。御報告を受けたところでございますが、何か今のことについて関連してもいいですので、御質問がございますでしょうか。もしあるようでしたら、お願いします。よろしいですか。特に、御質問とか御意見なければ、今回のこの議題を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤議長 次に、日程第4「その他」について、事務局より何かございますでしょうか。

◎伏見保険年金課長 3点ほどございますので、1点目は係長のほうから説明します。

◎井上国民健康保険係長 では、国民健康保険係長でございます。

1点目、机上に、配付させていただきました、医療費通知に関する御報告でございます。A4の縦型の資料を置かせていただいたんですけども、医療費通知は、12月と翌年2月に被保険者の皆様に送付しております。内容としては受診した医療機関と診療年月、医療費の総額等の一覧です。この通知は、医療費の適正化を目的とし、さらに確定申告にお使いいただく

こともできます。本通知は、12月1日に発送する予定でございますが、前市長名が記載されてございます。この通知を作成し、封筒に封入しているときに、ちょうど小金井市長の退任のときと重なっております、市長名の削除等の対応について、受託事業者にも確認いたしましたが、既に封入封緘が終わってしまっており、差し替えがきかない状況でございましたもので、前市長名での送付になってしまうことを委員の皆様には御報告をさせていただければと思います。あわせて、この件につきましては、ホームページと、12月1日号の市報にも御説明の文書を載せさせていただいております。

医療費通知についての報告は以上でございます。

◎伏見保険年金課長 あと、市長退職の件につきましてなんですけれども、先ほどの決算についてなんですけれども、まだ議会のほうで正式に認定されているような状況ではないということと併せて報告させていただきます。

それと3点目になりますが、新年度の税率等についてでございます。現在、市長不在の状況になっておりますので、今後の税率等の改定について、市として何か案があるというような状況ではございません。具体的に申し上げますと、11月末に新市長が決定してから、12月以降、私どものほうで市長と打合せをして決めるというような流れになってございますので、もし保険税等の改定がございました場合につきましては、当然、本協議会に諮問させていただくような形になりますので、現時点で年末年始、また急な連絡等で開催していただかなければならないということもあるということだけ、今日はお伝えさせていただき、状況によってはそういったこともあるということで、委員の皆様には御協力をお願いしたいということを最後申し上げます、報告とさせていただきます。

以上でございます。

◎遠藤議長 ありがとうございます。

御報告いただいたところでございますが、他に、皆さんから、ここでということで何かございましたら、挙手を願いたいと思います。吉田さん。

◎吉田委員 1点だけ。この医療費通知は、国保連さんの共同事業ですか。独自でやっていらっしゃる。

◎井上国民健康保険係長 国保連様に委託しております。

◎吉田委員 共通事業で。分かりました。ありがとうございます。

◎遠藤議長 ほかにいかがでしょうか。ほかにございませんでしたら、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

20時06分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

令和4年11月10日

議 長 遠藤 百合子

署名委員 たゆ 久貴

署名委員 岸田 正義